

草加市地域福祉リンクプラン

令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）

＜素案＞

第2次草加市地域福祉推進基本方針

第4次社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画



令和2年（2019年）3月

草 加 市

社会福祉法人草加市社会福祉協議会



<目次>

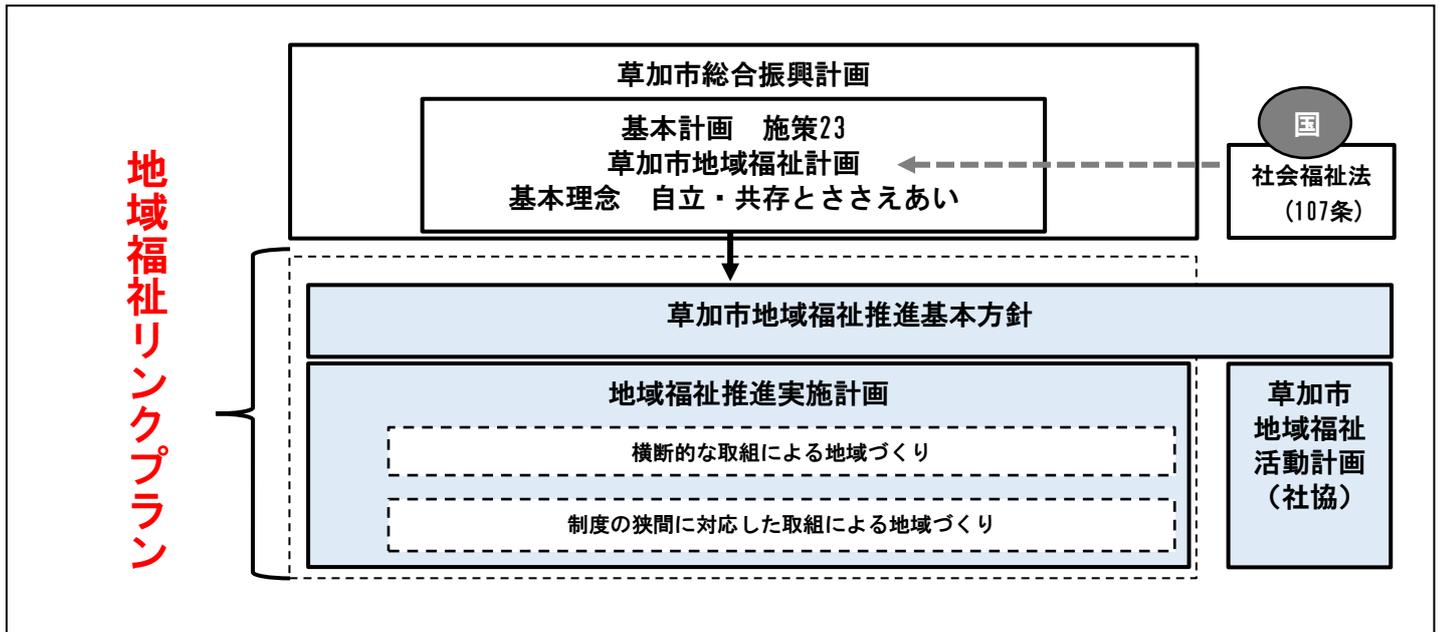
| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 プランの概要 | 1 |
| 1 地域共生社会と地域福祉計画 | 3 |
| 1-1 地域共生社会が必要とされる背景 | 3 |
| 1-2 社会福祉法の改正と地域福祉計画 | 4 |
| 2 国や県、市等の動向 | 5 |
| 2-1 国の動向 | 5 |
| 2-2 埼玉県の動向 | 10 |
| 2-3 草加市の動向 | 15 |
| 2-4 草加市社会福祉協議会の動向 | 16 |
| 3 プランの位置づけ | 17 |
| 3-1 法的根拠とプランの役割 | 17 |
| 3-2 関連する計画との関係 | 19 |
| 4 プランの期間 | 20 |
| 5 プラン策定のプロセス | 21 |
| 第2章 草加市の現況と課題 | 23 |
| 1 データ等から見た草加市の現状 | 25 |
| 1-1 人口の推移 | 25 |
| 1-2 世帯の推移 | 26 |
| 1-3 生活保護の推移 | 27 |
| 1-4 生活困窮者自立相談支援窓口の相談件数の推移 | 28 |
| 1-5 そうか成年後見サポートセンターの相談件数の推移 | 28 |
| 1-6 民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーの状況 | 30 |
| 1-7 ボランティア登録数の推移 | 30 |
| 1-8 関係機関・団体等アンケートの実施 | 31 |
| 2 草加市の地域福祉の課題 | 35 |
| 2-1 社会情勢からみられる課題 | 35 |
| 2-2 地域共生社会に向けての課題 | 36 |
| 第3章 プランの基本的方向 | 37 |
| 1 基本的な考え方 | 41 |
| 1-1 基本理念（目指す地域像）と基本方針 | 41 |
| 1-2 地域福祉活動計画の推進に向けた基本的な考え方 | 42 |
| 1-3 取組の推進（各主体で期待する役割） | 44 |
| 1-4 地域福祉の基盤（圏域の考え方） | 45 |
| 2 プランの基本目標 | 46 |
| 3 施策の体系 | 48 |
| 3-1 地域福祉リンクプランとその取組の方向 | 48 |

| | |
|-------------------------------------------|-----|
| 第4章 取組の展開 | 51 |
| 基本目標1 地域に関心をもち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できるしくみづくり | 53 |
| 基本目標2 支え合い、つながり続けることを大切にする地域づくり | 66 |
| 基本目標3 誰もが安心して相談できる体制づくり | 72 |
| 基本目標4 ネットワークと息の長い支援づくり | 81 |
| 第5章 重点的取組 | 87 |
| 1 重点的取組 | 89 |
| 取組の方向性1-2 気軽に集える場づくり | 89 |
| 取組の方向性1-5 福祉を支える人材の確保・育成 | 89 |
| 取組の方向性2-1 支え合い、つながる仕組みづくり | 90 |
| 取組の方向性2-2 見逃さない相談体制づくり | 90 |
| 取組の方向性3-1 断らない相談体制づくり | 91 |
| 取組の方向性3-2 成年後見制度利用促進の体制整備 | 91 |
| 取組の方向性3-3 ケアラー支援の体制整備 | 91 |
| 取組の方向性4-1 関係機関と協働したネットワークづくり | 93 |
| 取組の方向性4-2 地域に根ざした社協づくり | 93 |
| 第6章 計画の推進体制 | 95 |
| 1 地域住民と行政との協働による推進 | 97 |
| 1-1 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づく基本方針の推進 | 97 |
| 1-2 その他の市の計画との関係 | 97 |
| 2 プランの推進体制と取組の進捗管理 | 98 |
| 3 地域福祉計画に盛り込むべき事項との照合 | 99 |
| 第7章 地区別カルテ | 101 |
| 1 地区別の現況 | 103 |
| 1-1 新田西部地区 | 103 |
| 1-2 新田東部地区 | 104 |
| 1-3 草加川柳地区 | 105 |
| 1-4 草加安行地区 | 107 |
| 1-5 草加西部地区 | 108 |
| 1-6 草加東部地区 | 109 |
| 1-7 草加稲荷地区 | 110 |
| 1-8 谷塚西部地区 | 111 |
| 1-9 谷塚中央地区 | 112 |
| 1-10 谷塚東部地区 | 113 |

| | |
|-----------------------------------------------------------|-----|
| 資料編 | 115 |
| 1 設置要綱 | 117 |
| 1-1 草加市地域福祉連絡協議会設置要綱 | 117 |
| 1-2 社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画連絡協議会設置要綱 | 119 |
| 1-3 第2次草加市地域福祉推進基本方針・第4次社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定検討会設置要綱 | 120 |
| 2 委員等名簿 | 122 |
| 2-1 草加市地域福祉連絡協議会委員名簿 | 122 |
| 3 用語の解説 | 123 |

本プランについて

本市では、社会福祉法に基づく地域福祉計画の具体的取組方針を示した草加市地域福祉推進基本方針と社会福祉法人草加市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定しており、総称して、草加市地域福祉リンクプランとしています。



第1章 プランの概要

1 地域共生社会と地域福祉計画

1-1 地域共生社会が必要とされる背景

【人々の暮らしていく上での課題の複雑化・複合化】

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身や障がいのある50代の子が同居することによる問題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する（ダブルケア）世帯の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯として捉え、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

【少子高齢・人口減少社会の到来】

一方、少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や継続可能性を脅かす課題を抱えています。

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化します。2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要であり、社会の活力維持向上をどのように図るかが社会保障改革においても重要課題となっています。

これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

そこで、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を越えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

第1章 プランの概要

1-2 社会福祉法の改正と地域福祉計画

社会福祉法の改正により、各自治体では、①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、が図られることになりました。

社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」(第4条第1項)に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び、関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことを規定しました(第4条第2項)。

この理念を実現するため、国及び自治体については、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるように努めなければならない」ことが規定されました(第6条第2項)。

そして、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることを規定しています(第106条の3第1項)。

また、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、福祉の各分野における相談支援を担う事業者の努力義務として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが求められています(第106条の2)。

その上で、包括的な支援体制の整備などの計画的な実施や展開を図る観点などから、市町村地域福祉計画(第107条)及び都道府県地域福祉計画(第108条)により、地域福祉計画の充実がなされています。

厚生労働省は、新たな努力義務とされた施策等を促進するため、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」(平成29年厚生労働省告示第35号)を策定するとともに、「地域福祉(支援)計画の策定ガイドライン」を含む関係通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を示しました。

また、地域福祉計画では、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画であるとの基本的な考え方のもとに取組をすすめることが求められています。

2 国や県、市等の動向

2-1 国の動向

厚生労働省において、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や、『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、その具体化に向けた改革が進められています。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯は次のとおりです。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

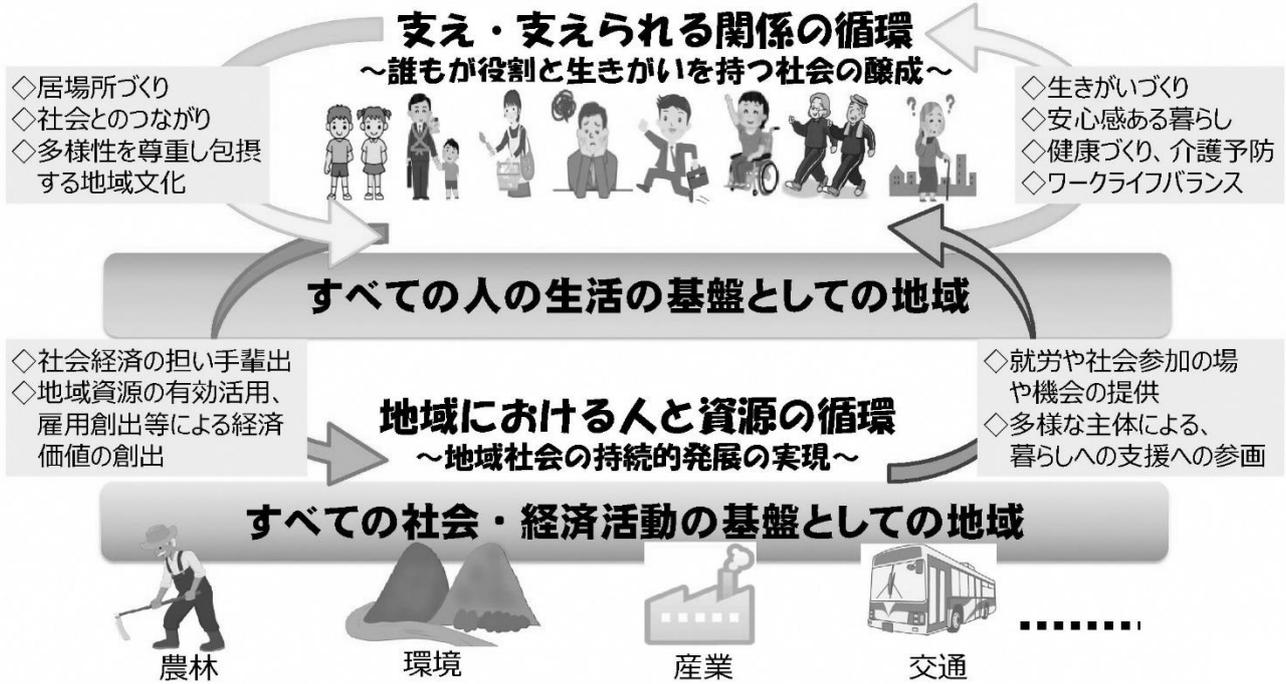
- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)の設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ

14

資料：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（令和元年11月18日）厚生労働省

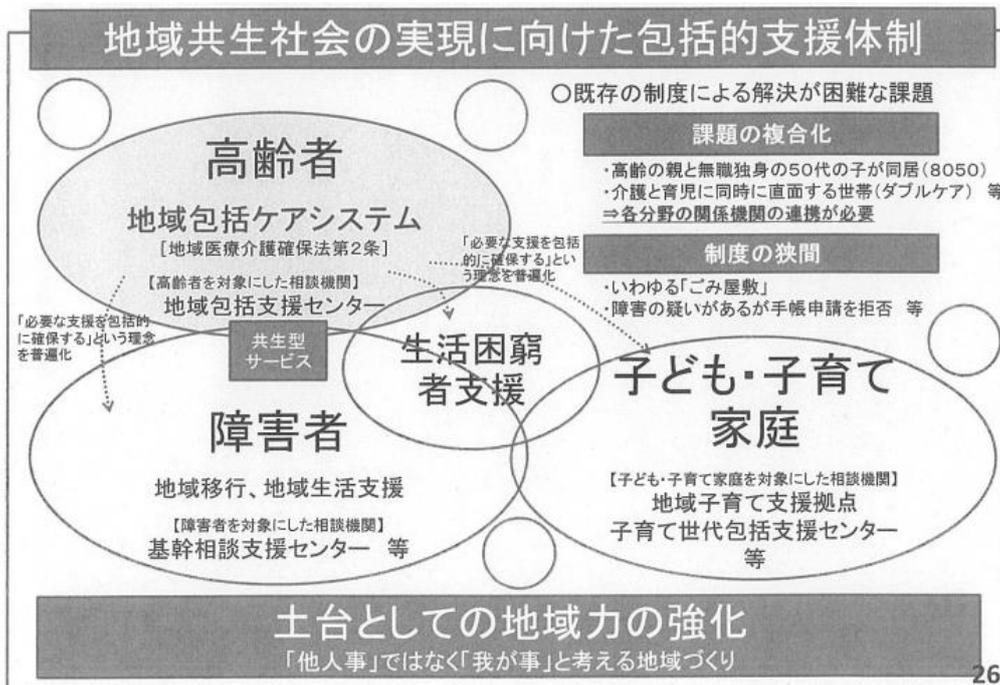
地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



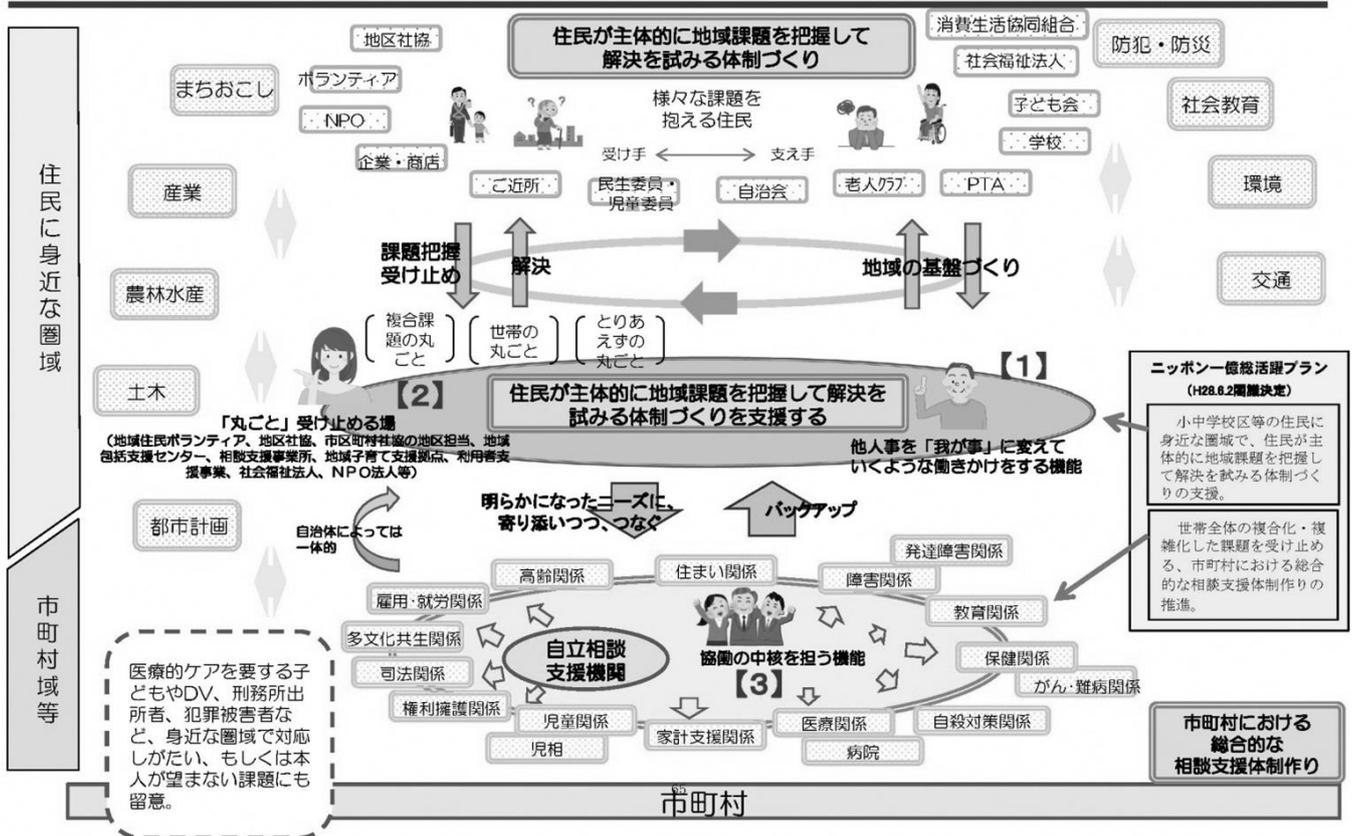
資料：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（令和元年11月18日）厚生労働省

平成30年4月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、社会福祉法が改正され、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。



市町村における包括的な支援体制の整備では、住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築が求められています。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

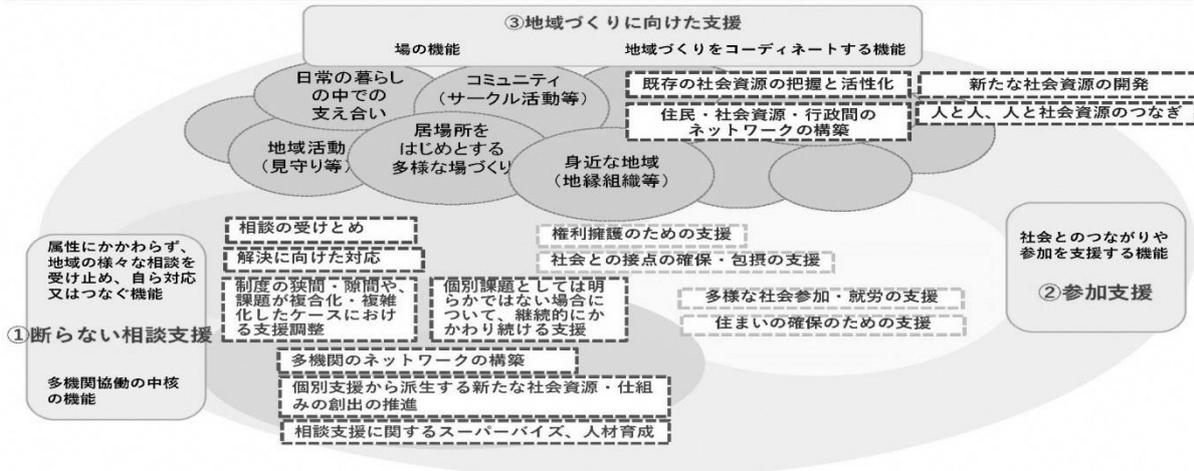


第1章 プランの概要

さらに、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会の最終とりまとめによれば、市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、次のような3つの支援を一体的に実施する事業の創設が示されています。新たな包括的支援の機能等は、①断らない相談支援、②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)、③地域づくりに向けた支援の3つです。

新たな包括的な支援の機能等について

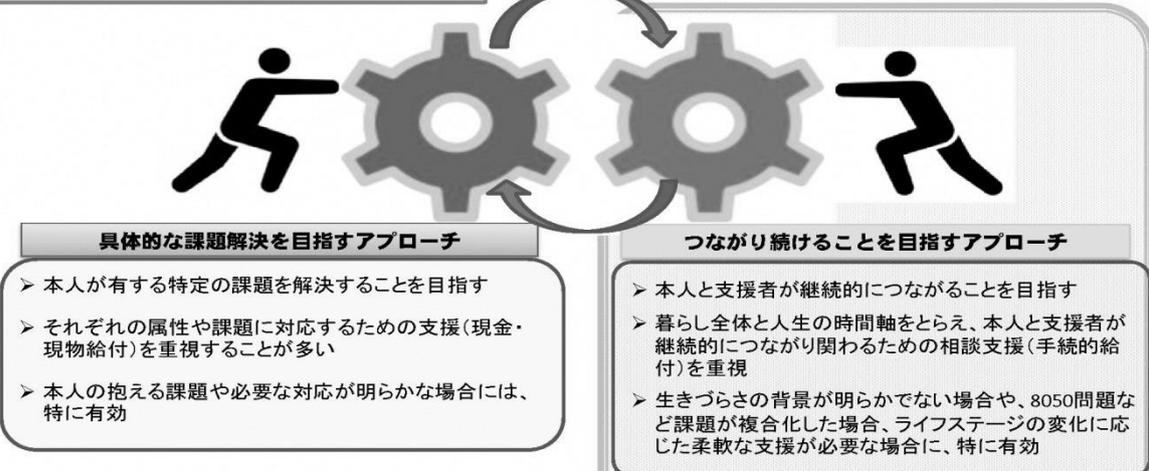
- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



これからの支援において求められるのは、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことができるように支援する機能の強化です。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ

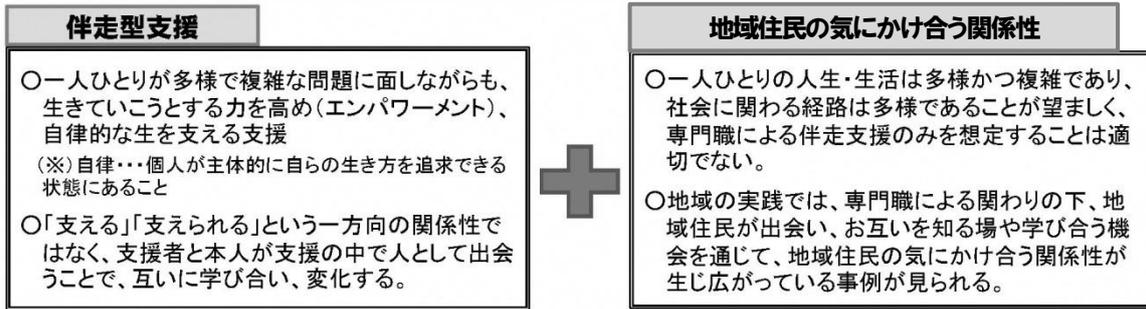


共通の基盤 本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

資料：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(令和元年11月18日)厚生労働省

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築



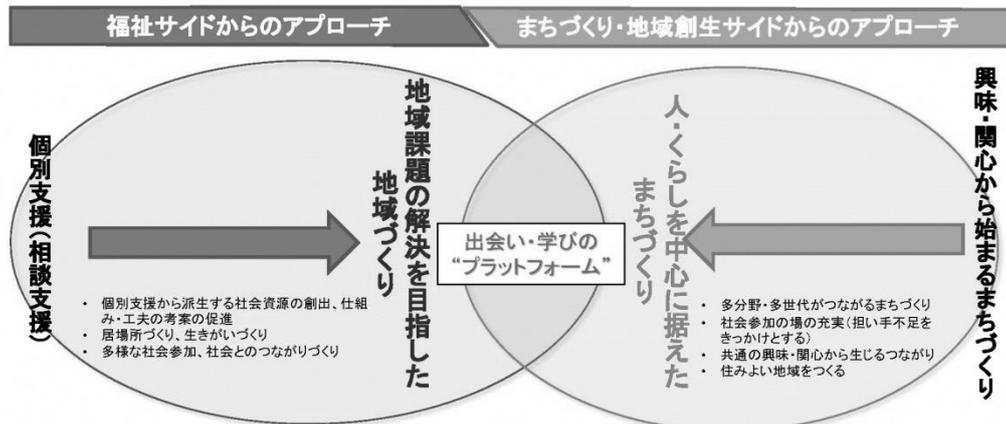
セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - 一地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - 一専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

地域づくりを進める上で、地域住民同士の顔の見える関係がベースになります。まずは、地域に多様な参加の場や居場所を確保するための支援が必要です。あわせて、地域の既存の活動や助け合いを把握しながら、それらを応援し、地域づくりを応援するコーディネーター機能が必要です。

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化の中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。



資料：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（令和元年11月18日）厚生労働省

第1章 プランの概要

2-2 埼玉県の動向

埼玉県では、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までを計画期間とする「第5期埼玉県地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉の取組を支援しています。この計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものです。

この支援計画では、「みんなでつながり、地域力を高める埼玉づくり」を目指し、取り組むべき方向性として、基盤づくり（市町村における包括的な支援体制の基盤づくり）、地域づくり（地域住民による支え合い・見守りの地域づくり）、担い手づくり（地域福祉を支える担い手づくり）、環境づくり（地域で安心して暮らせるための環境づくり）を挙げており、地域の実情に対応した計画的な施策を推進しています。

【施策の体系】

| ①基盤づくり | | ②地域づくり | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none">●市町村総合相談支援体制づくりの促進●市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の機能強化●地域生活課題を受け止める人材の育成・支援●権利擁護体制の充実●市民後見・法人後見の推進 | | <ul style="list-style-type: none">●地域福祉の場・拠点づくりの促進●社会的孤立(生活困窮者)対策への取組の推進●災害時に備えた支援の取組の充実●地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充 | |
| ③担い手づくり | | ④環境づくり | |
| <ul style="list-style-type: none">●住民が地域福祉の課題を学び、考える機会(福祉教育・学習)の充実●NPO・ボランティア団体、自治会の地域活動への支援●地域福祉を担う住民の育成の拡充●介護、保育等サービス人材の確保●社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化 | | <ul style="list-style-type: none">●生活困窮者対策の推進●子供の貧困に対する取組の強化●苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実●誰にも優しいまちづくりの推進●障害者差別解消の取組の推進●住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり | |
| ⑤計画の推進・市町村への支援 | | | |
| <ul style="list-style-type: none">●市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援●計画の進捗管理 | | | |

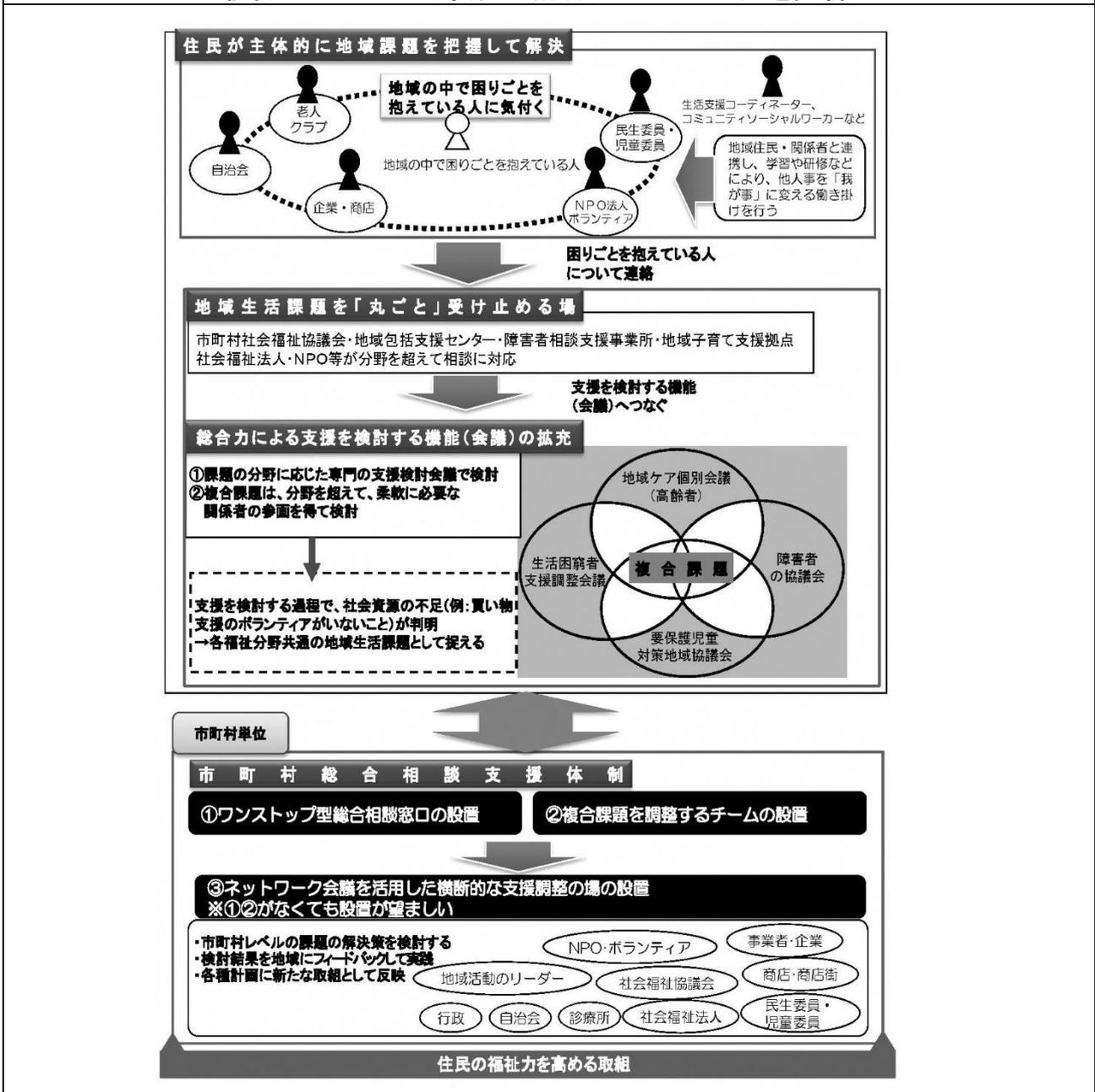
参考として、第5期埼玉県地域支援計画における市町村の取組の方向性の一部を紹介します。

(参考) 基盤づくり：市町村総合相談支援体制づくりの促進

<市町村の取組の方向性>

- ・ 包括的な支援体制を推進するため、引き続き「地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくり」に取り組むこと
- ・ 相談機関等で対応の難しい複合課題をまずは市町村で受け止める体制を構築すること
- ・ 制度や施策の縦割りの弊害をなくし、複合課題に正確に対応できる総合相談支援体制の構築を、市町村の実状に応じて進めること

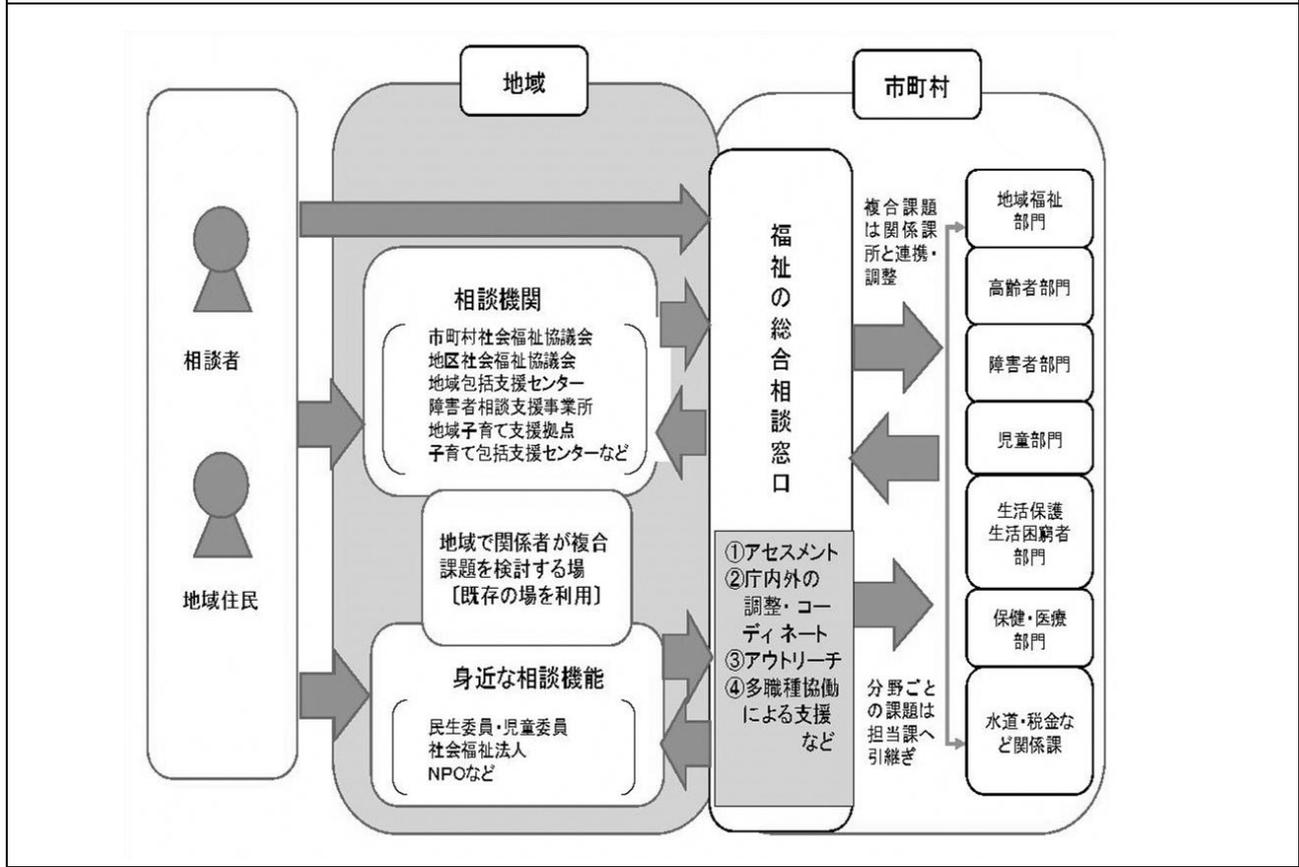
地域包括ケアシステムの考え方を応用した支援機能の拡充と地域福祉力との統合のイメージ（県第4期計画のイメージ図を更新）



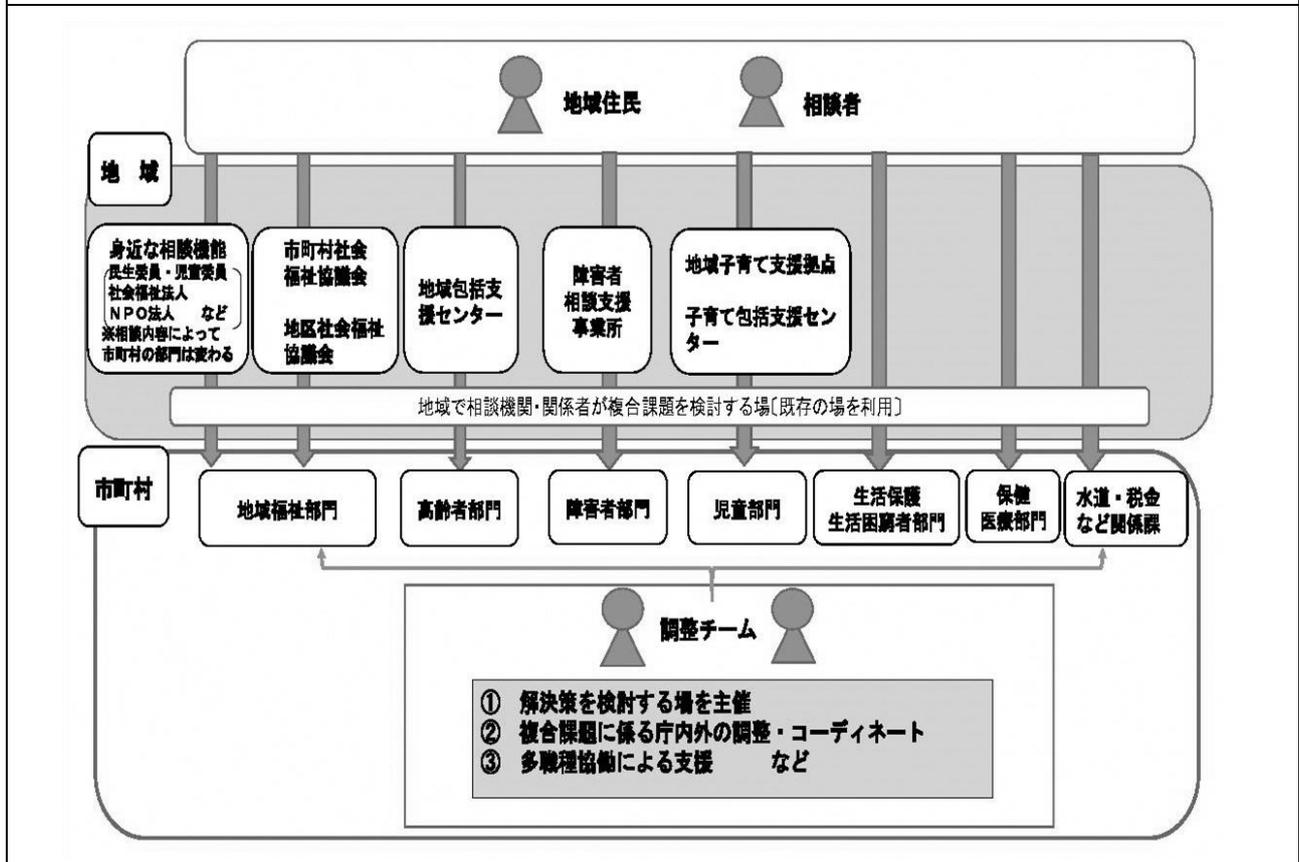
資料：第5期埼玉県地域福祉支援計画(平成30年3月)

第1章 プランの概要

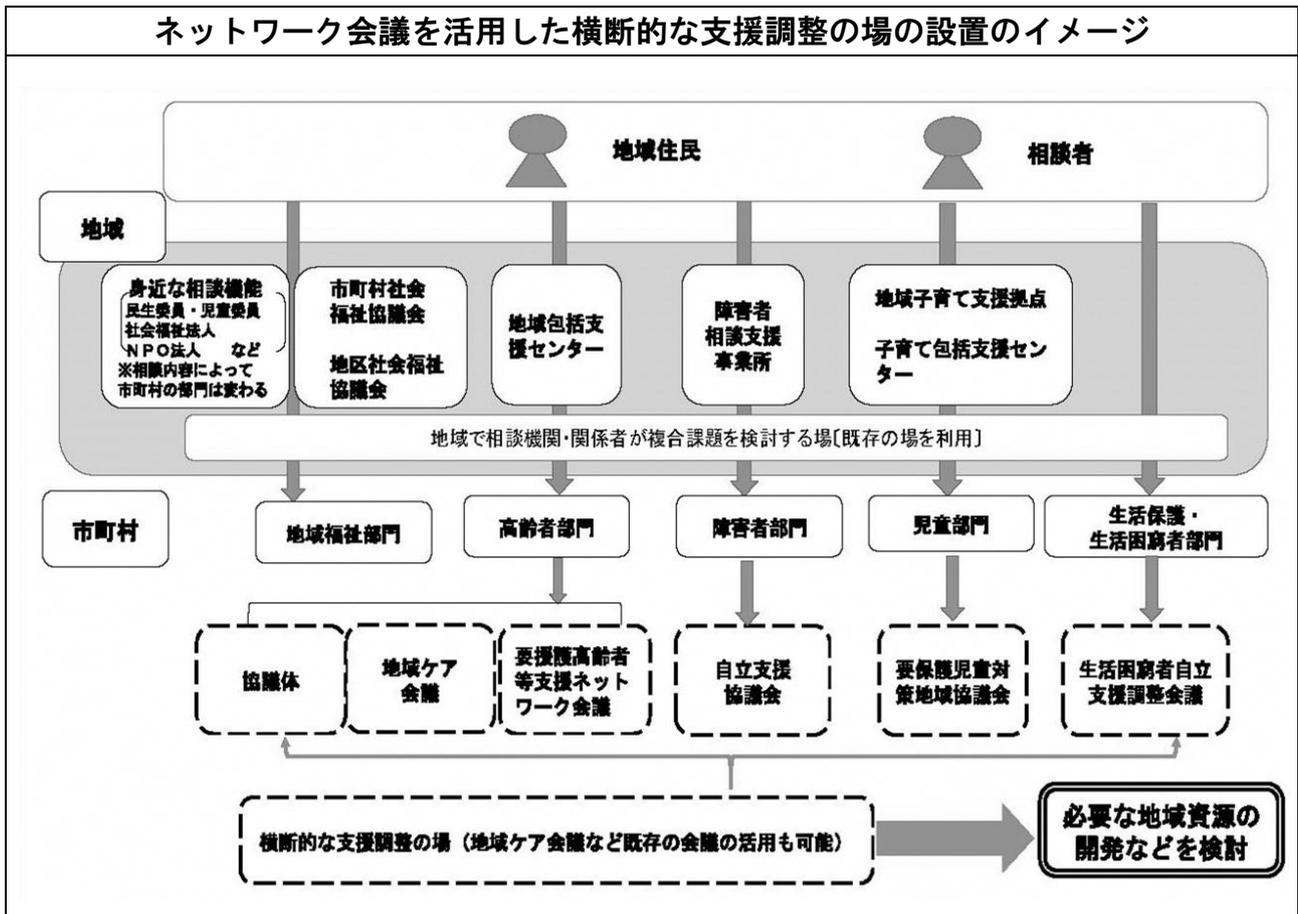
ワンストップ型総合相談窓口の設置のイメージ



複合課題を調整するチームの設置イメージ



資料：第5期埼玉県地域福祉支援計画(平成30年3月)



資料：第5期埼玉県地域福祉支援計画(平成30年3月)

(参考) 担い手づくり：社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化

- <市町村の取組の方向性>**
- ・生涯学習部門や教育部門と連携して、引き続き地域福祉に関する学習の機会を提供していくこと
 - ・地域福祉に関する学習機会の提供者は、講座受講者が自発的に見守り活動などの地域福祉活動に参加・継続できるように促す支援を行うこと
 - ・一人ひとりの気持ちに寄り添うこと
 - ・広報などの呼びかけのほか、様々なイベントなどを通じて寄付への理解を深め、寄付文化の定着を図ること

行政と大学の協働取組事例 草加市・文教大学(越谷市)
行政・大学協働による地域福祉講座教材「福祉SOSゲーム」の製作

1 地域福祉講座の開催

草加市では、平成16年度に地域福祉計画を策定したことを契機として、地域住民に地域福祉の理解を促進し、今後の地域福祉活動の活性化につながるような素地をつくることを目的に、毎年「地域福祉講座」を開催しています。

平成19年度から文教大学人間科学部(越谷市)と連携して「地域福祉講座」を開催してきましたが、「座学が中心の内容で受講者が能動的に学べていない」「いつも参加者が少ない」などの課題がありました。

もっと参加型で楽しく取り組める講座にできないか、平成27年秋から草加市の職員と文教大学人間科学部のゼミ学生が中心となり検討を進め、地域の福祉課題や社会資源を学ぶ模擬体験の教材である「福祉SOSゲーム」(S:社会資源、O:お悩み、S:相談)を製作しました。

2 福祉SOSゲームについて

(1) 製作の過程

文教大学人間科学部の学生が市の福祉関係課、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに聞き取り調査を行い、地域における様々な相談事例を集めました。シミュレーションを繰り返しながら改良を重ね、平成29年1月開催の「地域福祉講座」で初お披露目となりました。



(2) 福祉SOSゲームの概要

ゲームの手順は、様々な福祉の相談事例が書かれたカード(認知症の高齢者が夜に徘徊しているなど)を、地域の社会資源が描かれたマップに、グループのメンバーと話し合いながら、適切と判断した相談先に配置していきます。

メンバーは多様な地域福祉の課題に触れてお互いに考えたり、社会資源を学んだり、あるいは地域に不足している社会資源に気付いたりすることができます。

ゲーム化したことにより、受講者は多種多様な疑似体験をすることができます。また、座学でなく「自ら」参加することで意識づけにもなるなど、受講者が主体的に学べる講座内容となっています。

実施方法

- ケースカードを1枚取りず。
- ケースカードを、マップ上のどの社会資源につなげることが適切か、グループの中で話し合います。
- 一定の結論が出たらケースカードを、マップ上の社会資源の上に置き対応は終了となります。
- この作業を繰り返します。

■ マップ(縦1066.8mm、横1519.6mmのA2用紙)

一般的な社会資源(施設、サービス、人など)が書かれています。不足する場合は、自分たちが知っている社会資源を書き込んでいくことも可。

誰からの相談か、問題となっている世帯の世帯構成、相談内容が書かれています。カードごと内容が様々。

■ ケースカード(縦91mm、横133mm、A4用紙4分割印刷の厚紙)

| 世帯主 からの相談 | | 地 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|-----|----|----|---|----|----|---|----|----|-----|--|--|----------------------------------------------------------------------|
| <p>世帯構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>世帯主</td> <td>年齢</td> <td>性別</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>年齢</td> <td>性別</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>年齢</td> <td>性別</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>年齢</td> <td>性別</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 世帯主 | 年齢 | 性別 | 配偶者 | 年齢 | 性別 | 子 | 年齢 | 性別 | 孫 | 年齢 | 性別 | その他 | | | <p>相談内容</p> <p>妻は認知症で、最近夜遅くに徘徊するようになった。近所でトラブルを頻発に起こしている。</p> |
| 世帯主 | 年齢 | 性別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 配偶者 | 年齢 | 性別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 子 | 年齢 | 性別 | | | | | | | | | | | | | | |
| 孫 | 年齢 | 性別 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |

グループで話し合いながら配置

3 行政・大学との協働の効果と今後について

福祉SOSゲームは、大学の高い専門性と行政の現場における事例の蓄積を生かして作ることができた生きた教材であり、行政・大学との協働だからこそできたものです。

福祉SOSゲームによる地域福祉講座は好評を博し、受講者が大幅に増加するなど、市民の地域福祉の理解向上につながりました。

今後は、福祉SOSゲームを様々な研修会、講座などで活用を図り、地域福祉の担い手のすそ野を広げるとともに、市民、地域、専門機関、行政が連携する地域福祉のネットワークづくりを推進していく予定です。

資料：第5期埼玉県地域福祉支援計画(平成30年3月)

2-3 草加市の動向

本市では、社会福祉法の目的及び地域福祉の推進に向け、平成17年度（2005年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とする地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた草加市地域福祉計画を策定し、「自立・共存と支えあいのまちづくり」を基本理念とし、「自立」「共存」及び「支えあいのまちづくり」をキーワードとした上で、「市民と行政の協働」「サービスの提供体制づくり」及び「サービスの利用促進」を基本方針として取組を推進してきました。

また、「新たな支えあいの基盤づくり」により、誰もが自立して、いきいきと安心して暮らし続けられるよう、「市民の自立」、「町会・自治会、地区社会福祉協議会、福祉活動グループ、PTAなどによる地域の共助」、「福祉事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会による民間福祉支援サービス」、「市役所による公的福祉支援サービス」及び「地域福祉ネットワーク整備」の取組を推進してきました。

計画期間が終了した平成28年度（2016年度）以降は、平成28年度（2016年度）から令和17年度（2035年度）までの20年間を対象期間とする基本構想及びその実現のための基本計画及び実施計画を総称する第四次草加市総合振興計画（以下「総合振興計画」といいます。）の策定に伴い、社会福祉法に規定される地域福祉計画を総合振興計画に一体化されました。

その後、社会福祉法の改正に合わせて、平成30年（2018年）6月に「草加市地域福祉推進基本方針」を策定し、日常生活圏域を基本とした地区を設定し、地域福祉基盤の整備を進めるとともに、他人事を「我が事」に変えていく環境整備、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める環境整備及び包括的な相談支援体制の構築の3つの目標を掲げて、具体的取組を実施し、地域福祉の推進を図っているところです。

2-4 草加市社会福祉協議会の動向

草加市の社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）では、平成7年度（1995年度）からの地域福祉活動計画（以下「活動計画」といいます。）においては、「だれでもが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念として策定したことから始まり、平成19年度（2007年度）からの第2次計画では、市の地域福祉計画との整合性を踏まえ、地区社協と協働した、地域福祉の事業活動を推進してきました。

その後、平成28年度（2016年度）からの第3次計画では「だれでもが安心して共に暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念に、地域包括ケアシステムを高年者だけではなく、障がい者や子育て家庭、生活困窮者など、支援が必要なすべての方に行き届くよう、関係機関、福祉施設や団体等と連携を強化しながら、地域に根ざした取組を実施しているところです。

【社会福祉協議会】とは・・・

社会福祉法第107条では、「地域福祉の推進を図ることを目的としている団体」として定められており、市区町村単位に1つ設置されている団体です。

草加市の社協では、昭和43年に社会福祉法人の認可を受け、地区社会福祉協議会の運営支援や共同募金配分金事業、介護保険事業、障害福祉事業、権利擁護に係る様々な社会福祉事業を展開しています。

【地域福祉活動計画】とは・・・

草加市の社協が、市民をはじめ、市内で社会福祉に関する活動を行っている方や福祉団体などの社会福祉関係者や関係機関が連携し、地域福祉の推進を目的として策定する民間の「活動・行動計画」のことです。

3 プランの位置づけ

3-1 法的根拠とプランの役割

本プランのうち、草加市地域福祉推進基本方針（以下「基本方針」といいます。）の法的根拠は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、計画に盛り込むべき事項として次の6つが掲げられています。

◆地域福祉計画に盛り込むべき事項◆

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）
- ⑥ その他 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

本市の地域福祉計画は、総合振興計画と一体化していることから、地域福祉計画に盛り込むべき詳細な事項は、基本方針に明示しています。

そのため、基本方針は、地域福祉計画の理念である「自立・共存・支えあいのまちづくり」の施策の実効性を担保するものとして作成しており、地域福祉基盤の整備や障がい児・者、高年者、子どもなどの各福祉制度では対応しきれない分野（制度の狭間）及び制度を横断的に対応する必要がある分野に対する具体的取組を示したものです。

あわせて、改正後の社会福祉法第106条の3第1項の規定の「包括的支援体制の整備」も盛り込んだものとなっています。

また、改定に当たり、改正後の社会福祉法や国の地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会の最終とりまとめにおける、地域力の強化とその持続可能性、「公的支援」と「地域づくり」の双方の転換の必要性を鑑み、地域福祉推進の主体を担う社協の活動計画と一体的に策定することとしました。

一体的に策定することにより、目的の共有、行政の役割及び社協の役割を明確にすることができ、重層的な取組の推進が図られます。

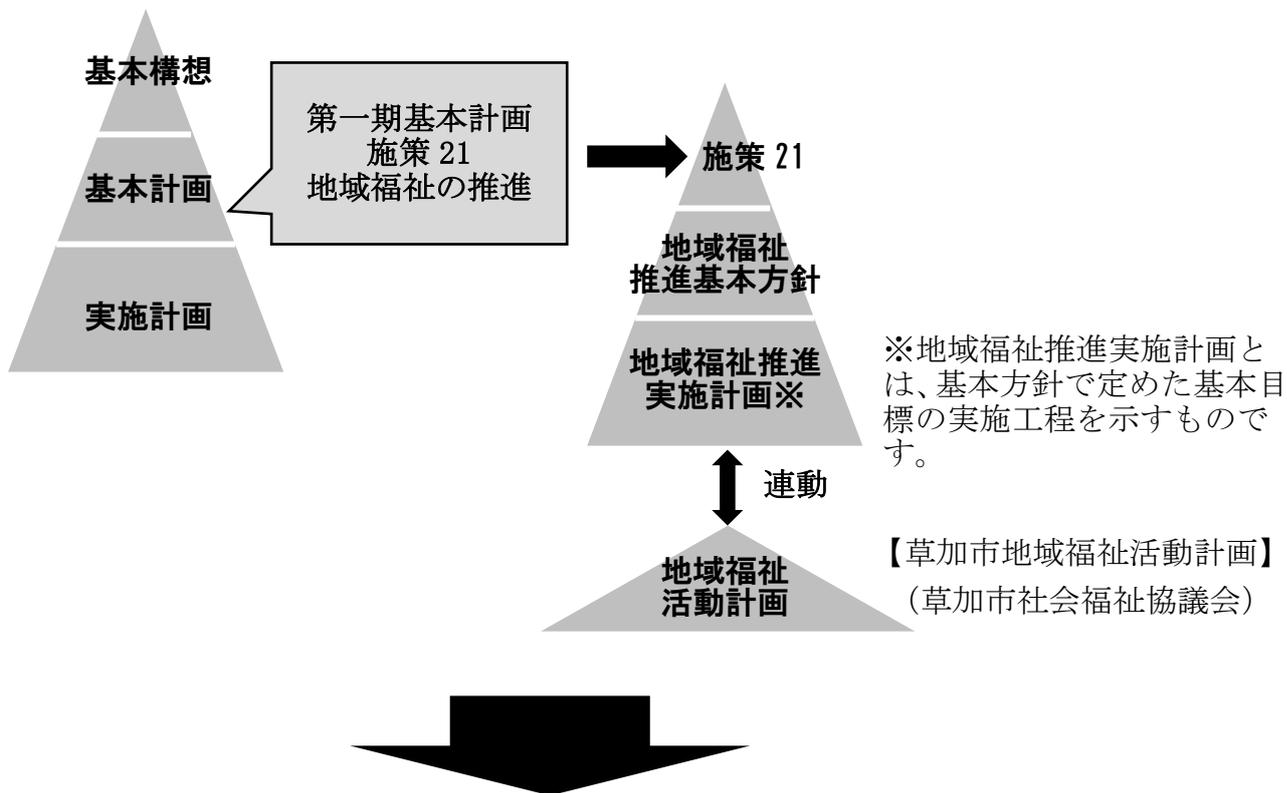
本市では、基本方針と社協が策定する活動計画を一体化させて、総称して「草加市地域福祉リンクプラン」といいます。

第1章 プランの概要

【これまでの位置付け】（～令和元年度（2019年度））

【草加市総合振興計画】

【草加市地域福祉計画】

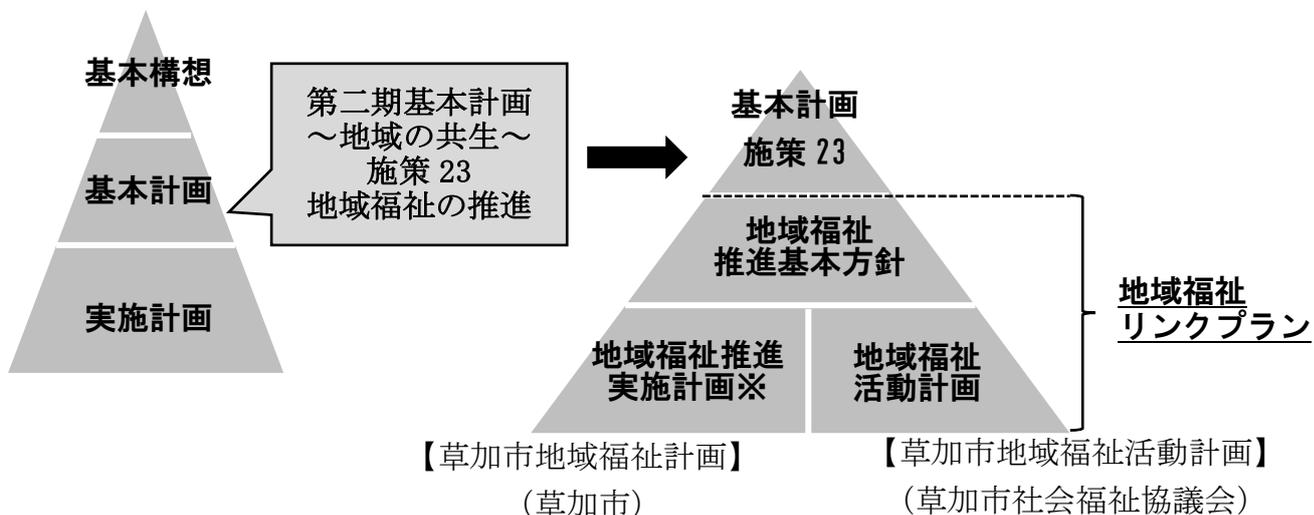


※地域福祉推進実施計画とは、基本方針で定めた基本目標の実施工程を示すものです。

【草加市地域福祉活動計画】
(草加市社会福祉協議会)

【これからの位置付け】（令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度））

【草加市総合振興計画】



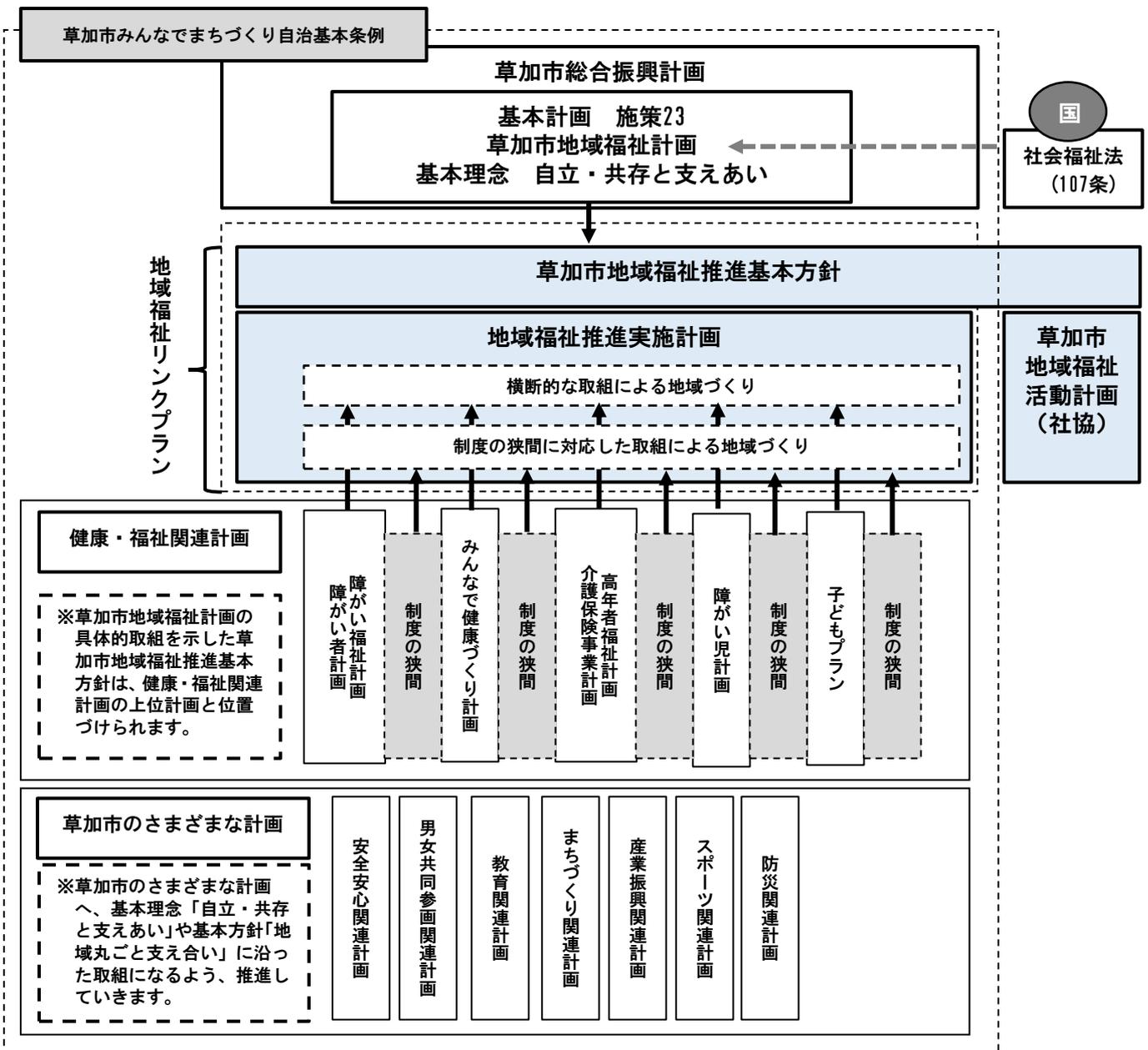
※地域福祉推進実施計画とは、基本方針で定めた基本目標の実施工程を示すものです。
実施計画では、行政における実施主体や関連する事業が掲載されており、評価するための活動指標や成果指標を設定しています。

3-2 関連する計画との関係

本プランのうち、基本方針は社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定し、県の「地域福祉支援計画」との整合を図り、草加市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定したものとなっています。

また、社会福祉法の改正で、市町村計画における策定が努力義務化され、地域福祉計画は分野別計画の上位計画と位置付けられています。関連する分野別計画と共通して取り組むべき事項を盛り込み、連携・協働して各種施策を推進するよう策定しています。

さらに、今後市町村計画として策定が求められる再犯の防止等の推進に関する法律に基づく行政計画についても随時整合を図りながら、進めていきます。



4 プランの期間

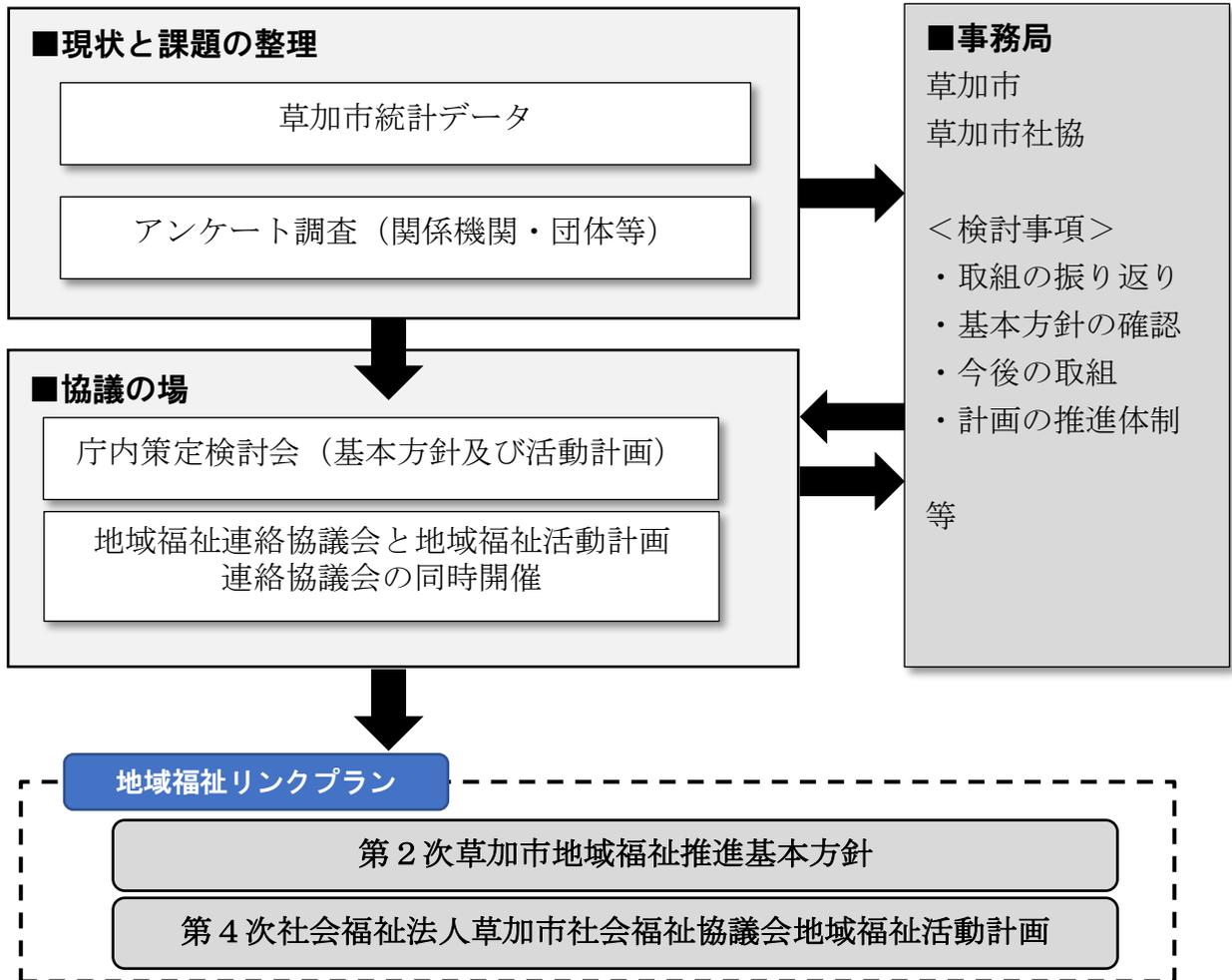
本プランの期間は、総合振興計画第二期基本計画と同様の4年間とし、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までとなります。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

| 【期 間】 | | | | 【年度】 | | | |
|--------------------------------------|------|-------------------------|--------|----------------------------------------------|------|------|------|
| 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
| H28 | H29 | H30 | H31/R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| | 策定 | 地域福祉推進 基本方針 (草加市) | | | | | |
| 第3次地域福祉活動計画 (草加市社会福祉協議会) | | | | | | | |
| | | | 改定 | 地域福祉リンクプラン (第2次地域福祉推進基本方針 第4次地域福祉活動計画) | | | |
| (参考) 総合振興計画の計画期間 | | | | | | | |
| 第四次草加市総合振興計画基本構想 (20年間: 2016~2035年度) | | | | | | | |
| 第一期基本計画 (2016~2019年度) | | | | 第二期基本計画 (2020~2023年度) | | | |

5 プラン策定のプロセス

本プランは、「庁内策定検討会」と福祉分野の関係者、市民や企業の代表、医療の関係者、学識経験者で構成される「地域福祉連絡協議会」「地域福祉活動計画連絡協議会」が中心となり、検討を行いました。また、関係機関・団体等へのアンケート（令和元年9月～11月）、パブリックコメントの実施（令和2年2月中旬～3月中旬）など、各種市民参画の過程を経て、策定しています。



□地域市民等の参加状況

| 区分 | 概要 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 関係機関・団体等へのアンケート | 基本方針、活動計画に関する機関、団体等に対して、地域福祉の現状と課題を把握するため、アンケート調査を実施しました。（令和元年（2019年）9月～11月） |
| パブリックコメント | プラン案に対し、パブリックコメントによる意見募集を行いました。（令和2年（2020年）2月中旬～3月中旬） |

